

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第15号	三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	<p>【改正趣旨】 人事院勧告を踏まえ、会計年度任用職員の報酬の適正支給を図るため、報酬月額、期末手当の支給額について、所要の規定の整備を行うもの。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【人事院勧告の概要（骨子）】 (1) 民間給与が公務員給与を平均923円上回っており、較差を解消するため、月例給の引上げ改定（若年層平均0.1%）（令和元年度分） (2) ボーナスの引下げ（0.05月分）（令和2年度分）</p> </div> <p>【改正内容】</p> <p>① 報酬月額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第1（臨床医療職以外）の報酬月額を、平均0.60%引上げ ・別表第2（臨床医療職）の報酬月額を、平均0.26%引上げ <p>② 6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の引下げ 【現 行】 100分の130 【改正案】 100分の127.5</p> <p>③ その他所要の規定の整備</p> <p>【施行期日】</p> <p>①及び② 令和3年4月1日 ③ 公布の日</p>